

平成18年12月7日

# 株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
**株式会社エムティーアイ**  
代表取締役社長 前 多 俊 宏

## 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、第11期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成18年12月22日(金曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成18年12月23日(土曜日)午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿4-15-3 住友不動産西新宿公園3号館1階  
西新宿ホール(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項  
報告事項 第11期(自平成17年10月1日 至平成18年9月30日)事業報告  
および連結計算書類報告ならびに会計監査人および監査役会の  
連結計算書類監査結果報告、第11期計算書類報告および定款授  
権に基づく取締役会決議による自己株式取得報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件 (53頁をご参照ください。)  
第2号議案 定款一部変更の件 (53頁から64頁をご参照ください。)  
第3号議案 取締役8名選任の件 (65頁から69頁をご参照ください。)  
第4号議案 監査役1名選任の件 (70頁をご参照ください。)
4. 議決権の行使等についてのご案内  
(次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。)

以 上

---

当日ご出席の際には、お手数ではございますが同封の議決権行使書用紙を会場  
受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 【議決権の行使等についてのご案内】

### (1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。なお、代理人がご出席の場合は委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。

### (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.mti.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(自平成17年10月1日 至平成18年9月30日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当社グループの主力事業に関連する移動体通信業界では、(社)電気通信事業者協会の集計している携帯電話・PHSの累計加入者台数の純増数の伸び率は鈍化傾向にありますが、第3世代携帯電話端末数は平成18年9月末で5,742万台となり、平成17年9月末からの1年間の伸びは1,935万台と大幅に増加し、携帯電話・PHSの加入者台数全体に占める比率も62.5%まで上昇しました。

また、パケット定額制の利用が拡大するとともに、携帯電話ユーザーによるウェブサイトの閲覧、コンテンツのダウンロードといったインターネット利用は増加傾向にあり、モバイル・コンテンツ市場では、第3世代携帯電話端末の普及に対応して音楽・映像等のリッチコンテンツの需要が拡大しています。

このような経営環境のもと、当社グループは、コンテンツ・サービス企業として確固たるポジションを確立するために、市場が急拡大している着うた®の有料会員数の拡大、そして縮小しているものの依然として最大規模の市場を持つ着メロの有料会員数の維持を図るべく、TV広告、バナー広告等を中心とするプロモーション展開を引き続き積極的に行いました。

これらの結果、着うた®を中心に有料会員数が順調に拡大する一方、着メロの有料会員数を微減で止めることができたため、売上高は17,443百万円(前期比18.2%増)と創業以来最高の成績となりました。

また、粗利率の高いコンテンツ配信事業が大幅に拡大したことに伴い、売上総利益も大幅な増益となったことから、高水準のプロモーション費用を吸収し、営業利益は902百万円(前期比325.1%増)、経常利益は839百万円(前期比548.2%増)となり、創業以来過去最高の成績となりました。

当期純利益については、上記の要因に加え、携帯電話販売事業を譲渡した際の株式譲渡益(特別利益)等が計上されたことにより、884百万円(前期は当期純損失125百万円)となりました。

セグメント別の営業概況は、次のとおりです。

#### コンテンツ配信事業

第3世代携帯電話端末向けのキラー・サービスといえる着うた®については、有料会員数を拡大させるために、『music.jp』サイトの認知度向上を狙

ったプロモーション展開および人気楽曲の獲得に注力しました。

市場が縮小傾向にある着メロについては、様々なキャンペーン企画等により、有料会員数の減少を最小限に食い止めるべく取り組みました。

天気予報・交通情報・地図等の情報系コンテンツについても、ユーザーニーズをきめ細かく掘り下げると同時に、最新技術を活用することによってコンテンツの魅力度を高めました。

これらの結果、当期末の有料会員数は441万人（平成17年9月末比70万人増）となり、当事業の売上高は13,593百万円（前期比37.1%増）、営業利益は高水準のプロモーション費用を吸収し、1,055百万円（前期比277.4%増）となりました。

#### 携帯電話販売事業

平成17年6月に量販店向け卸売事業から撤退したことにより、売上高は2,214百万円（前期比39.1%減）、営業利益は82百万円（前期比51.4%減）となりました。

当事業は、中核事業であるコンテンツ配信事業との相乗効果が薄いことから、平成18年9月1日付で、当社の当該事業をアルファグループ株式会社の子会社であるアルファインターナショナル株式会社に譲渡しました。

#### テレマーケティング事業

テレマーケティング事業は、下期以降オペレータ数を削減し運営効率の改善に努めてきましたが、抜本的な改善には結びつかず、売上高は1,336百万円（前期比40.8%増）、営業損失は196百万円（前期は営業損失209百万円）となりました。

当事業は、当社グループ内において損益の抜本的な改善を図ることは難しいと判断したため、平成18年11月1日付で株式会社TM（同日付で株式会社ITSUMOから商号変更）の当事業をアフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド社に譲渡しました。

#### その他事業

パソコンや家電製品等のリユース事業などのその他事業は、売上高は298百万円（前期比18.0%増）、営業損失は17百万円（前期は営業損失7百万円）となりました。

## (2) 対処すべき課題

高成長かつ継続的な利益を生み出す事業へ経営資源を集中

当社グループが属するモバイル・サービスの市場は、環境の変化が激しいうえ、競合企業も積極的な取り組みを強化しているため、当社グループの強みを発揮できる分野に経営資源を集中することにより、その分野での優位性を維持・強化していくことが必要と考えています。

当期までは、コンテンツ配信事業とテレマーケティング事業の2つを中核事業と位置付けていましたが、テレマーケティング事業については、当社グループ内では損益の抜本的な改善を図ることが難しいと判断し、平成18年11月1日付で事業を譲渡しました。

また、以前は当社グループの主力事業であった携帯電話販売事業についても、中核事業との相乗効果が薄いことから、平成18年9月1日付で当社の当該事業を譲渡しました。

以上より、主力事業であるコンテンツ配信事業、そして今後の成長が期待できるモバイル・メディア事業に経営資源を集中投入できる体制が整ったといえます。これら事業において積極的な展開を図ることにより、高成長かつ継続的な利益を生み出す事業基盤の確立をより確実なものとしていきます。

信頼性・安全性が確保された事業の展開

当社グループで展開する事業におけるお客様は、個人のユーザーあるいはクライアント（広告主）であるため、コンテンツの付加価値あるいはメディアとしての価値を高めていくことが最も重要と考えていますが、それらの価値の基礎的条件であるモバイル・サービスそのものに対する信頼性・安全性を高めていくことも重要な課題として認識しています。

このため、当社グループが提供するすべてのコンテンツ・サービスにおいて、個人情報を含めたセキュリティ対策を講じることはもちろん、それらを取り扱う従業員・取引先等に対するセキュリティ関連の教育・研修・啓蒙に努めていきます。同時に、第三者の知的財産権を侵害することがないように、組織的にチェックできる仕組みを強化していきます。

高成長を支える人材の確保・育成とオペレーションシステムの構築・運営

当社グループは、中核事業に経営資源を集中していますが、グループ内の経営資源の活性化だけでなく、外部経営資源を積極的に取り込んでいく必要があると認識しています。特に、事業拡大のスピードにあわせて優秀な人材を確保するとともに、早期に戦力化できるように育成することが、事業拡大を実現する上での重要な課題となっています。

このため、当社グループでは、広告宣伝活動を通じて知名度を向上させていくとともに、採用・教育プログラムを充実させることにより、中核事業の成長の原動力となりうる、リーダーシップを持ち、自律的に活動できる即戦力となる優秀な人材を積極的に確保・育成していきます。

一方では、規模拡大時においても、効率性を維持できるオペレーションシステムの構築・運営が不可欠であるため、IT技術を駆使して効率的かつ効果的なシステムおよび仕組みを構築するとともに、権限委譲を進め、経営の意思決定の迅速化とマネジメント体制の強化を図っていきます。

株主の皆様におかれましては、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当社は、ストックオプションの権利行使に伴う株式の発行により、35百万円を調達しています。

(4) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は455百万円であり、主な内容はコンテンツ配信事業のソフトウェア等で416百万円となっています。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成18年7月19日開催の取締役会の決議に基づき、平成18年9月1日付で、当社の携帯電話販売事業部門を物的新設分割方式により会社分割し、同日付で、新設会社であるアルファテレコム株式会社の全株式をアルファインターナショナル株式会社に譲渡しています。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成17年11月10日開催の取締役会の決議に基づき、平成18年1月4日付で、連結子会社である株式会社ミュージック・ドット・ジェイピーを吸収合併しています。

(9) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期
売 上 高	11,020,346	11,524,686	14,757,160	17,443,794
経 常 利 益	315,173	29,919	129,570	839,814
当 期 純 利 益	118,169	1,634,838	125,023	884,446
1株当たり当期純利益(円)	1,888.74	25,315.72	1,763.31	10,986.63
総 資 産	9,757,071	10,836,201	9,379,706	9,930,986
純 資 産	1,627,676	3,672,651	5,675,857	6,313,208
1株当たり純資産(円)	25,991.91	55,557.43	70,507.03	78,729.89

- (注) 1. 当社は第9期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しています。従いまして、第8期の数値につきましては同条第3項に規定する監査役および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものです。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しています。1株当たり純資産は、期末発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しています。

(10) 重要な親会社および子会社の状況  
重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社コミックジェイピー	10,000千円	100.00%	携帯電話向け電子コミック配信等を行っています。
株式会社テラモバイル	10,000千円	100.00%	広告代理店業務等を行っています。
株式会社テレコムシステムインターナショナル	490,000千円	100.00%	通信事業者ブランドの携帯電話ショップ経営等を行っています。
株式会社ITSUMO	460,000千円	100.00%	テレマーケティングによる医療保険販売等を行っています。
株式会社サイクルヒット	20,000千円	100.00% (100.00%)	リユース商品の仕入れおよび販売等を行っています。

(注) 議決権比率に記載のある括弧書きは間接保有株議決権比率を明示したものです。

企業結合の経過および成果

1. 株式会社コミックジェイピーは、平成17年12月14日に新たに設立しています。
2. 前期において子会社であった株式会社ミュージック・ドット・ジェイピーは、当期において当社と合併しました。
3. 株式会社ITSUMOは平成18年11月1日付で株式会社TMに商号変更していません。
4. 当期の重要な子会社は5社であり、連結売上高は17,443百万円(前期比18.2%増)、連結当期純利益は884百万円となりました。



(11) 主要な事業内容

当社グループは、コンテンツ配信事業、携帯電話販売事業、テレマーケティング事業等を主な事業内容としています。

区 分	内 容
コ ン テ ン ツ 配 信 事 業	モバイル・コンテンツ配信、広告代理店、自社メディア型広告等
携 帯 電 話 販 売 事 業	携帯電話の販売等
テ レ マー ケー ティ ン グ 事 業	テレマーケティングによる医療保険販売等
そ の 他 事 業	リソース商品の仕入れおよび販売等

- (注) 1. 携帯電話販売事業の分類は、平成18年9月1日付で当社の携帯電話販売事業を譲渡したため、第12期より区分を廃止します。  
2. テレマーケティング事業の分類も、平成18年11月1日付で連結子会社の株式会社TM（平成18年11月1日付で株式会社ITSUMOから商号変更）のテレマーケティングによる医療保険販売事業を譲渡したため、第12期より区分を廃止します。  
3. 第12期より、コンテンツ配信事業を、コンテンツ配信事業と自社メディア型広告事業の2つに細分します。

(12) 主要な事業所

本 社 : 東京都新宿区

(13) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	221名	60名増
女 性	81名	19名増
合 計	302名	79名増

- (注) 1. 従業員数には臨時従業員は含まれていません。  
2. 当期中における臨時従業員の平均雇用人数は413名です。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項

発行済株式総数 84,117.91株  
株主数 4,965名（前期末比634名減少）

発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主の氏名、または名称および当該株主の有する株式の数

株主名	所有する株式の数
前 多 俊 宏	14,657.4株
株式会社 ケイ・エム・シー	12,620株

#### その他株式に関する重要な事項

第10期定時株主総会終結後、旧商法第211条ノ3第1項第2号の規定により買受けた自己の株式

- ・買受けを必要とした理由 経営環境の変化に対応して、機動的な資本政策を遂行するため。
- ・取得株式の種類および数 普通株式 656株
- ・取得価額の総額 253,937,000円

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

当期末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

平成12年12月22日開催の第5回定時株主総会で決議された新株引受権		
新株引受権を有する者の人数	当社取締役	1名
目的となる株式の種類および数	普通株式	65株
新株引受権の発行価額	373,000円	
新株引受権の行使期間	平成13年2月1日から	
	平成22年9月30日まで	

第3回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	2名
新株予約権の数	300個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	300株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	112,160円	
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日から	
	平成21年9月30日まで	

第5回の1新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	5名
新株予約権の数	305個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	305株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	166,000円	
新株予約権の行使期間	平成19年2月1日から	
	平成22年9月30日まで	

第9回の1新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	2名
新株予約権の数	160個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	160株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	457,414円	
新株予約権の行使期間	平成20年3月1日から	
	平成23年9月30日まで	

当期中に当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

1. 第8回新株予約権

- ・新株予約権の数 131個
- ・目的となる株式の種類および数 普通株式 131株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 443,000円
- ・新株予約権の行使期間 平成19年12月1日から  
平成22年9月30日まで

・新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権の相続は認めない。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	交付者数
当社使用人（当社役員を除く）	93個	34名
当社子会社の役員および使用人 （当社の役員および使用人を除く）	38個	15名

## 2. 第9回の1新株予約権

- ・新株予約権の数 725個
- ・目的となる株式の種類および数 普通株式 725株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 457,414円
- ・新株予約権の行使期間 平成20年3月1日から  
平成23年9月30日まで

### ・新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。なお、新株予約権者の任期満了による退任、定年による退職の場合は、権利行使期間終了まで引き続き権利を有するものとする。
- (2) 新株予約権の相続は認めない。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	交付者数
当社使用人（当社役員を除く）	551個	209名
当社子会社の役員および使用人（当社の役員および使用人を除く）	14個	8名

### 3. 第10回新株予約権

- ・新株予約権の数 100個
- ・目的となる株式の種類および数 普通株式 100株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 467,000円
- ・新株予約権の行使期間 平成19年4月1日から  
平成23年9月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社と協力関係にあることを要する。
  - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有する場合は、前号にかかわらず、新株予約権を行使することができる。
  - (3) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。  
ア．平成20年3月31日までは、割当数の2分の1まで行使することができる。  
イ．平成23年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる。
  - (4) 新株予約権の相続は認めない。
  - (5) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
  - (6) 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	交付者数
当社子会社の役員および使用人 (当社の役員および使用人を除く)	100個	1名

当期末日に社外協力者が有する新株予約権等の状況

第4回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	社外協力者	1名
新株予約権の数	86個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	86株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	169,289円	
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から	
	平成21年9月30日まで	

第5回の2新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	社外協力者	1名
新株予約権の数	35個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	35株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	166,000円	
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日から	
	平成22年9月30日まで	

第7回の2新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	社外協力者	1名
新株予約権の数	20個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	20株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	290,394円	
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から	
	平成22年9月30日まで	

第9回の2新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	社外協力者	1名
新株予約権の数	5個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	5株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	457,414円	
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から	
	平成23年9月30日まで	

### (3) 会社役員に関する事項

#### 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	前 多 俊 宏	MDJ事業本部長
取 締 役	泉 博 史	執行役員専務 モバイルサービス事業本部長兼モバイルコンテンツ事業部長
取 締 役	高 橋 次 男	執行役員専務 MDJ事業本部副本部長兼MDJ事業部長
取 締 役	斎 藤 忠 久	執行役員専務 経営企画室長兼コーポレート・サービス本部長
取 締 役	川 上 桂	執行役員常務 ITセンター長兼研究開発室長
取 締 役	天 野 菊 夫	執行役員常務 移動体販売事業本部長
取 締 役	佐々木 隆 一	株式会社モバイルブック・ジェービー代表取締役社長
常 勤 監 査 役 (社外監査役)	今 井 亮	
社 外 監 査 役	小 林 稔 忠	株式会社小林稔忠事務所 代表取締役
社 外 監 査 役	和 田 一 廣	株式会社和田マネイジメント 代表取締役社長
監 査 役	山 本 邦 彦	株式会社北越ケース 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役佐々木隆一氏は、平成17年12月23日開催の第10期定時株主総会においてあらたに選任され、就任しています。
2. 監査役山本邦彦氏は、平成17年12月23日開催の第10期定時株主総会においてあらたに選任され、就任しています。

#### 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	支 払 人 員	支 払 額
取締役に支払った報酬	7 名	36,696
監査役に支払った報酬	4 名	11,550

- (注) 1. 取締役、監査役に対する報酬限度額は、平成10年12月28日開催の定時株主総会における決議により、取締役年額200,000千円、監査役年額50,000千円と定められています。なお、平成18年11月における各取締役に対する報酬額は、使用人給と相当額も含め月額250千円から1,687千円、各監査役に対する報酬額は、月額100千円から500千円となっています。
2. 当期において、取締役に対して、第9回の1新株予約権を無償にて割り当てており、その状況は、11頁に記載のとおりです。



- (4) 会計監査人の状況  
会計監査人の名称  
新日本監査法人

会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	支 払 額
当連結会計年度に係る報酬等の額	17,400
当社および子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	18,150

3. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容の  
お知らせ

(1) 職務執行の基本方針

当社および当社の子会社ならびに主要な関連会社（以下、当社の子会社および主要な関連会社を「グループ会社」といい、当社と当社のグループ会社を総称して「当社グループ」といいます）は、「法令・社会倫理規範の遵守」、「各ステークホルダーへの誠実な対応および適切な情報開示」、「透明性が高く、健全な経営」、「事業活動における企業価値創造を通じた社会への貢献」を職務執行の基本方針としています。

この基本方針の下、会社法および会社法施行規則に定める当社グループの業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」といいます）を整備してまいります。

(2) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、平成17年8月にコンプライアンスおよび当社グループの個人情報の取り扱いに関する取り組みを横断的に統括し、施策の企画・立案・実行、社員教育および内部監査までに至る一連のサイクルを実施するため、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、コンプライアンス担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、グループ横断的な活動を実施しています。

今後のコンプライアンス体制の整備に向けた動きとして、コンプライアンスに関する取り組みの強化および内部監査機能の強化を図るため、コンプライアンス委員会から内部監査機能を独立させ、代表取締役社長所管の内部監査部門

を設置し、当該部門が独立して内部監査を行うことを検討していきます。具体的には、内部監査部門がコンプライアンス委員会と連携し、コンプライアンスの取り組み状況、問題点および基本方針記載の事項について監査し、これらの活動を代表取締役のみならず、定期的に取締役会および監査役会に報告する体制を整備していきます。

また、平成18年3月に法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行うための内部通報窓口を設置しました。当社グループの役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、レポーティングラインまたは内部通報窓口経由でコンプライアンス委員会に報告する体制を採用しています。そして、報告された内容の重大性に応じて、コンプライアンス委員会または取締役会が再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する仕組みとなっています。

### (3) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録・保存し、取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるようにしています。

今後は、文書管理規程の見直しを行い、さらに整備された文書管理運用体制を構築していきます。

### (4) 損失の危険の管理に関する体制

職務執行に係るリスクは、現状、各部門あるいは各グループ会社の権限の範囲内にてリスク分析・対応策の検討を行っています。特に重要な案件や担当部門の権限を超えるものについては、当社の経営会議または取締役会で審議し、意思決定を行うとともに、その後も継続的にモニタリングを実施しています。

今後は、リスク案件のそれぞれの評価を行い、これに対応したグループ全体の管理を実行していくため、リスク管理規程を策定し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制を構築していきます。

また、内部監査部門は、当社グループのリスク管理状況を定期的に監査するとともに、代表取締役社長およびコンプライアンス委員会に対して当該結果を報告し、コンプライアンス委員会では、当該内部監査結果を踏まえた全社的リスク管理の進捗状況のレビューを実施していきます。

(5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、全社的な目標として中期経営計画および各年度予算を策定し、各部門、各グループ会社は、この計画を達成するための具体的な施策を立案し、実行しています。

当社は、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行っています。あわせて、経営効率の向上および意思決定のスピードアップを図るため、月に2～3回取締役および執行役員が中心となって出席する経営会議を開催し、職務執行に関する基本的事項および重要事項に関する意思決定を行っています。

また、効率的な職務執行を推進するため、各取締役の担当部門および職務分担、権限を明確にした上で、その部門が実施すべき具体的な施策を検討し、実行しています。

(6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、各グループ会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社に報告を求め、必要に応じて当社が当該子会社あるいは関連会社に対し助言を行うことにより、子会社および主要な関連会社の経営管理を行っています。

定期的で開催されるグループ会社の取締役会および経営会議には、オブザーバーとして当社関係者が参加するとともに、当社経営会議には主要子会社の社長が定期的に参加し、その経営状況のモニタリングを適宜行っています。また、グループ会社の管理機能を当社の管理部門に集約することにより、牽制機能を強化しています。

今後は、前記経営管理に関する指針を文書化し、グループ会社管理規程を策定する予定です。

また、当社はグループ会社のコンプライアンス上の課題を速やかに把握するため、当社の内部監査部門による業務監査を行うとともに、当社コンプライアンス担当役員とグループ管理担当部門との情報交換を定期的を実施していきます。

(7) 監査役の業務を補助する使用人について

監査役の職務を補助する組織として、総務部内に監査役会事務局を設置し、使用人（他部門との兼任）を配置しています。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立に関する事項

監査役会事務局に配置する従業員の人事異動および考課については、事前に監査役会に報告し、了承を得ています。

(9) 取締役および従業員が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、あるいはコンプライアンスに関する重大な事実があることを発見した場合、直ちに監査役会に報告する体制とし、使用人がこれらの事実を発見した場合も同様とします。

また、監査役4名のうち3名を社外監査役とし、取締役会のみならず重要な会議に出席するなど、経営に対する監視機能の強化も図っています。

(10) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長あるいは新日本監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しています。また、当社の各部門および各グループ会社の重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、監査役は当社の各部門の長および各グループ会社の取締役・使用人等からの個別ヒアリングを定期的に行うとともに、稟議書等の重要文書の閲覧等を行っています。

## 連結貸借対照表

(平成18年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,548,512</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,250,176</b>
現金及び預金	2,560,446	買掛金	1,309,317
売掛金	4,119,430	一年内償還予定社債	100,000
商品	23,090	未払金	1,124,402
貯蔵品	888	未払費用	214,346
前渡金	443,284	未払法人税等	296,442
前払費用	229,277	未払消費税等	83,658
未収消費税等	4,121	前受金	29,603
繰延税金資産	286,725	預り金	79,429
その他	90,941	役員賞与引当金	11,125
貸倒引当金	△209,693	その他	1,850
<b>固定資産</b>	<b>2,382,473</b>	<b>固定負債</b>	<b>367,602</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>145,635</b>	社債	150,000
建物附属設備	142,608	負債のれん	122,602
減価償却累計額	△ 38,431	その他	95,000
工具器具及び備品	124,378	<b>負債合計</b>	<b>3,617,778</b>
減価償却累計額	△ 82,919	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>413,531</b>	<b>株主資本</b>	<b>6,312,878</b>
商標権	2,657	資本金	2,469,593
ソフトウェア	401,921	資本剰余金	4,679,774
電話加入権	2,255	利益剰余金	△ 60,582
その他	6,696	自己株式	△775,906
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,823,307</b>	評価・換算差額等	329
投資有価証券	1,163,692	その他有価証券評価差額金	329
長期貸付金	466	<b>純資産合計</b>	<b>6,313,208</b>
差入営業保証金	9,608	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>9,930,986</b>
敷金保証金	310,722		
長期前払費用	10,728		
繰延税金資産	238,018		
その他	95,000		
貸倒引当金	△ 4,931		
<b>資産合計</b>	<b>9,930,986</b>		

## 連結損益計算書

(自平成17年10月1日 至平成18年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		17,443,794
売 上 原 価		6,090,669
売 上 総 利 益		11,353,124
販売費及び一般管理費		10,450,884
営 業 利 益		902,239
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,346	
受 取 配 当 金	4,370	
負 の の れ ん 償 却 額	9,117	
雑 収 入	9,656	25,491
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,116	
社 債 発 行 費 償 却	4,770	
為 替 差 損	101	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	58,153	
事 業 組 合 損 失	1,020	
雑 損 失	5,755	87,917
経 常 利 益		839,814

(単位：千円)

科 目	金	額
<b>特 別 利 益</b>		
固定資産売却益	22,849	
関係会社株式売却益	346,769	
持分変動利益	39,365	
システム障害賠償金	1,185	
店舗撤退補償金	736	410,906
<b>特 別 損 失</b>		
棚卸資産評価損	19,238	
有形固定資産売却損	959	
有形固定資産除却損	24,651	
無形固定資産除却損	1,419	
投資有価証券売却損	1,305	
投資有価証券評価損	159,051	
契約金解除損	5,774	
事業撤退損失	493	212,893
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>1,037,827</b>
法人税、住民税及び事業税	417,003	
過年度法人税等	11,460	
法人税等調整額	△275,082	153,381
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>884,446</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(自平成17年10月1日 至平成18年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前 期 末 残 高	2,451,894	4,662,074	△917,658	△521,333	5,674,976
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	17,699	17,699			35,398
剰余金の配当			△27,370		△27,370
当 期 純 利 益			884,446		884,446
自己株式の取得				△254,573	△254,573
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	17,699	17,699	857,076	△254,573	637,901
当 期 末 残 高	2,469,593	4,679,774	△60,582	△775,906	6,312,878

(単位：千円)

	評価・換算 差 額 等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
前 期 末 残 高	881	5,675,857
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		35,398
剰余金の配当		△27,370
当 期 純 利 益		884,446
自己株式の取得		△254,573
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△551	△551
当 期 変 動 額 合 計	△551	637,350
当 期 末 残 高	329	6,313,208



## I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 12社

(株)テレコムシステムインターナショナル、(株)ITSUMO (現 (株)TM)、(株)サイクルヒット、(株)テラモバイル、(有)メガモバイル、(有)MGMホールディング、(株)ピコソフト、(株)コミックジェイピー、(株)ピコソフト・ホールディング、(株)ミュージック・ドット・ジェイピー(新)、(株)ITSUMOインターナショナル、(株)フィル  
(株)コミックジェイピー、(株)ピコソフト・ホールディング、(株)ミュージック・ドット・ジェイピー(新)、(株)ITSUMOインターナショナル、(株)フィルについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めています。  
(株)ピコソフトについては、平成17年12月1日に商号を(株)フリーチェルジャパンより変更しています。

平成18年9月1日に新設分割により設立したアルファテレコム(株)については、同日付で全株式を譲渡したため、連結の範囲に含めていません。

連結子会社であった(株)ミュージック・ドット・ジェイピー(旧)、(株)ココデスについては、当連結会計年度において当社と合併しました。なお、上記連結子会社数には含まれていませんが、連結の範囲から除外したときまでの損益については連結しています。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社数 4社

(株)バックワンキャピタル、(株)イーツ、(株)モバイルブック・ジェーピー、(株)ムーバール

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

#### (2) 持分法を適用しない関連会社数 1社

Mobbie.com inc.

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、いずれも連結決算日と一致しています。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの…連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しています。

投資事業有限責任組合出資金については、当該投資事業有限責任組合の直近事業年度における純資産の当社持分割合で評価しています。

ロ. 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品…移動平均法による低価法を採用しています。  
貯 蔵 品…最終仕入原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産…定率法を採用しています。なお、主な耐用年数はつぎのとおりです。

建物附属設備 15～18年

工具器具及び備品 3～10年

無形固定資産…定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、自社における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しています。

長期前払費用…定額法を採用しています。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費…3年間で均等額を償却する方法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）および「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用しています。これによる損益に与える影響はありません。

役員賞与引当金…役員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しています。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. ヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の条件を充たしているため、特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき、金利変動リスクをヘッジしています。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ 有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しています。

ロ. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっています。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

6. のれんおよび負ののれんの償却方法に関する事項

のれんおよび負ののれんは、その効果の発現する期間を個別に見積もり、償却期間を決定した上で均等償却することになっています。

7. 会計処理の変更

イ. 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度から、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しています。これによる損益に与える影響はありません。

ロ. 役員賞与に関する会計基準

役員賞与については、従来、利益処分により未処分利益の減少として会計処理していましたが、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しています。この結果、販売費及び一般管理費の役員賞与引当金繰入額が11,125千円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が同額減少しています。

ハ. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）、改正後の「自己株式および準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号）および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号）を適用しています。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、6,313,208千円です。

当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則により作成しています。

ニ、ストックオプション等に関する会計基準等

当連結会計年度から「ストックオプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号）および「ストックオプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第11号）を適用しています。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

ホ、事業分離等に関する会計基準等

当連結会計年度から「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）および「企業結合会計基準及び事業分離会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号）に準じた方法で会計処理を行っています。

なお、これによる損益に与える影響は軽微です。

8. 会社合併について

イ、当社は、平成17年11月10日開催の取締役会に基づき、平成18年1月4日付で、連結子会社である株式会社ミュージック・ドット・ジェイピーを吸収合併しています。

ロ、当社は、平成18年7月19日開催の取締役会ならびに平成18年9月21日開催の取締役会において、平成19年1月1日付で連結子会社の株式会社テレコムシステムインターナショナル（以下、TSI）と合併することを決定しています。

(1) 合併の目的

当社グループは、グループの共有する強み（ノウハウ）を最も発揮できる分野であるコンテンツ配信事業を中核事業と位置付けており、携帯電話販売事業については、平成18年9月1日付でアルファインターナショナル株式会社へ譲渡しています。

TSIの事業規模を勘案すれば、子会社で存続するよりも、合併したほうが経営管理上の効率化が図れると判断したため、当社とTSIが合併することを決定しています。

(2) 合併の要旨

① 合併の日程

合併契約書承認取締役会	平成18年7月19日
合併契約書調印	平成18年7月19日
合併期日	平成19年1月1日
合併登記	平成19年1月4日

② 合併方式

当社を存続会社とする簡易合併方式で、TSIは解散します。

③ 合併比率

当社はTSIの全株式を保有しているため、新株式の発行および資本金の増加は行いません。

④ 合併交付金

合併交付金の支払いはありません。

(3) 被合併会社の概要（平成18年9月30日現在）

		被合併会社
(1)	商号	株式会社テレコムシステムインターナショナル (TSI)
(2)	事業内容	携帯電話販売 等
(3)	設立年月日	平成10年2月25日
(4)	本店所在地	東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー35F
(5)	代表者	代表取締役社長 天野 菊夫
(6)	資本金	490百万円
(7)	発行済株式総数	10,300株
(8)	純資産	166百万円
(9)	総資産	251百万円
(10)	決算期	9月30日

## ・ 連結貸借対照表関係

1. 非連結子会社および関連会社に対する資産  
投資有価証券 534,511千円
2. 担保に供している資産およびこれに対応する債務  
(担保に供している資産)  
現金及び預金 10,000千円  
(上記に対する債務)  
買掛金 一千円
3. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しています。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。  
当座貸越極度額および  
コミットメントの総額 5,500,000千円  
借入実行残高 一千円  
差引額 5,500,000千円
4. 偶発債務  
保証債務  
(株みずほ銀行  
信託受益証券に対する保証 35,000千円

## 連結損益計算書関係

1. 販売費及び一般管理費のうち主な費目および金額は次のとおりです。

減価償却費	412,735千円
役員報酬	57,246千円
役員賞与引当金繰入額	11,125千円
給料・手当	1,550,796千円
雑給・派遣費	1,123,746千円
販売手数料	6,055千円
販売促進費	275,668千円
荷造・運搬費	95,798千円
支払手数料	1,661,593千円
家賃	421,826千円
広告宣伝費	3,422,735千円
通信費	153,059千円
貸倒引当金繰入額	181,611千円
2. 一般管理費に含まれる研究開発費  
16,265千円
3. 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

工具器具備品	71千円
ソフトウェア	22,778千円
合計	22,849千円
4. 有形固定資産除却損の内訳は次のとおりです。

建物附属設備	13,664千円
工具器具備品	10,987千円
合計	24,651千円
5. 無形固定資産除却損の内訳は次のとおりです。

電話加入権	212千円
ソフトウェア	1,206千円
合計	1,419千円
6. 事業撤退損失の内訳は次のとおりです。

移動体事業の店舗撤退に伴う損失	493千円
合計	493千円

## ・連結株主資本等変動計算書関係

当連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	83,772.91株	345.00株	—	84,117.91株

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

新株引受権の権利行使による増加 2.00株

新株予約権の権利行使による増加 343.00株

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	3,272.31株	657.40株	—	3,929.71株

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

旧商法第211条ノ3第1項第2号の規定による取締役会決議に基づく取得による増加  
656株

端株の買取による増加 1.40株

### 3. 新株予約権等に関する事項

回数	株式の種類	目的となる株式の数
第1回新株引受権	普通株式	45株
第3回新株引受権	普通株式	148株
第3回新株予約権	普通株式	465株
第4回新株予約権	普通株式	86株
第5回の2新株予約権	普通株式	35株

### 4. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成17年12月23日 定時株主総会	普通株式	27,370	340.0	平成17年9月30日	平成17年12月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年12月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	80,188	1,000.0	平成18年9月30日	平成18年12月25日



## 1 株当たり情報関係

1. 1株当たり純資産額 78,729円89銭
2. 1株当たり当期純利益 10,986円63銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 10,789円08銭

※ 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

### 1株当たり当期純利益

当期純利益	884,446千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	884,446千円
普通株式の期中平均株式数	80,502.05株

### 潜在株式調整後1株当たり当期純利益

当期純利益調整額	—
普通株式増加数	1,474.00株
(うち転換社債)	(—)
(うち新株引受権)	(73.30株)
(うち新株予約権)	(1,400.70株)

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要

### 新株予約権

株主総会の特別決議日

平成16年12月18日(新株予約権131個)

平成17年12月23日(新株予約権830個)

## 重要な後発事象関係

### 連結子会社の会社分割および株式譲渡

当社の連結子会社である株式会社ITSUMO（現 ㈱TM）および株式会社ITSUMOインターナショナルは、平成18年9月28日開催のそれぞれの取締役会に基づき、平成18年11月1日付で、株式会社ITSUMO（現 ㈱TM）の医療保険販売事業を会社分割により株式会社ITSUMOインターナショナルへ承継し、同日付で株式会社ITSUMOインターナショナルの全株式をアフラック・インターナショナル・インコーポレーテッドに譲渡しました。なお詳細は以下のとおりです。

#### 1. 株式会社ITSUMO（現 ㈱TM）の事業分離関係

##### (1) 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日および法的形式を含む事業分離の概要

###### ① 分離先企業の名称および分離した事業の内容

株式会社ITSUMO（現 ㈱TM）

テレマーケティングによる医療保険販売事業

###### ② 事業分離を行った主な理由

当社グループは、テレマーケティングによる医療保険販売事業を中核事業の1つと位置付けていましたが、平成15年10月より事業を本格的に開始し、3年経過したもの、当社グループ内において損益の抜本的な改善を図っていくことは難しいとの認識を持っていました。

このような状況の下、当社はもう1つの中核事業であるコンテンツ配信事業に経営資源を集中させるため、医療保険販売事業の事業譲渡を模索する中で、テレマーケティングによる代理店支援を強化しているアフラック・グループに譲渡することが、双方にとってメリットがあるとの判断に至りました。

###### ③ 事業分離日

平成18年11月1日

###### ④ 法的形式を含む事業分離の概要

株式会社ITSUMO（現 ㈱TM）を分割会社とし、株式会社ITSUMOインターナショナルを承継会社とする会社法第796条第1項の規定による株主総会を省略した物的（分社型）吸収分割

##### (2) 事業の種類別セグメントにおいて、分離した事業が含まれていた事業区分の名称 テレマーケティング事業

##### (3) 当該連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	1,355,019千円
営業利益	△104,512千円
経常利益	△113,035千円

## 2. 株式会社ITSUMOインターナショナルの株式譲渡

- (1) 子会社を含む結合当事企業の名称および事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日ならびに法的形式を含む企業結合の概要
  - ① 子会社を含む結合当事企業の名称および事業の内容  
株式会社ITSUMOインターナショナル  
テレマーケティングによる医療保険販売事業
  - ② 企業結合を行った主な理由  
株式会社ITSUMOの事業分離関係 1. (1)②に同じ
  - ③ 企業結合日  
平成18年11月1日
  - ④ 法的形式を含む企業結合の概要  
分割会社の100%子会社である株式会社ITSUMOインターナショナルの全株式をア  
フブラック・インターナショナル・インコーポレーテッドに株式譲渡
- (2) 実施した会計処理の概要  
株式の譲渡

### その他の注記

#### 重要な訴訟事件等

当社が運営する着メロサイトは、平成17年4月に現在の「music.jp取り放題」に名称を変更しましたが、それ以前は「すぐメロ取り放題」という名称で運営していました。当社は、「スゴメロ」の商標権が株式会社角川ホールディングスに帰属していると認識して以来、円満な解決を図るべく誠意を持って交渉を重ねてきました。しかしながら、商標使用料相当額に関して当社と株式会社角川ホールディングスとの間に相当の乖離があり、平成18年3月に株式会社角川ホールディングスより「スゴメロ」の商標権に基づく侵害の差し止めとその使用に関わる損害賠償請求の提訴がありました。当社では、株式会社角川ホールディングスが主張する商標権侵害の事実および損害賠償請求額に対し、裁判において当社の正当性を主張して係争中です。

損害賠償請求金額 390百万円

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年11月17日

株式会社エムティーアイ  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 代 清 和 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 上 秀 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エムティーアイの平成17年10月1日から平成18年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

## 連結計算書類に係る監査報告書

平成18年11月24日

株式会社エムティーアイ  
代表取締役社長 前 多 俊 宏 殿

株式会社エムティーアイ 監査役会  
監査役(常勤) 今 井 亮 ㊟  
監 査 役 小 林 稔 忠 ㊟  
監 査 役 和 田 一 廣 ㊟  
監 査 役 山 本 邦 彦 ㊟

当監査役会は、平成17年10月1日から平成18年9月30日までの第11期事業年度に係る連結計算書類に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が適正に機能しているかについては、会計監査人から会社計算規則第159条に基づく通知を受け検討いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以 上

(注) 当社監査役今井亮、小林稔忠および和田一廣は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

## 貸借対照表

(平成18年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,247,056</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,104,699</b>
現金及び預金	2,153,664	買掛金	1,121,127
売掛金	3,839,709	一年内償還予定社債	100,000
貯蔵品	100	未払金	1,302,006
前渡金	442,521	未払費用	169,182
立替金	3,058	未払法人税等	263,212
関係会社短期貸付金	404,000	未払消費税等	56,312
前払費用	213,812	前受金	29,562
未収金	104,352	預り金	50,321
繰延税金資産	286,725	役員賞与引当金	11,125
その他	3,859	その他	1,850
貸倒引当金	△ 204,749	<b>固定負債</b>	<b>245,000</b>
<b>固定資産</b>	<b>3,155,746</b>	社債	150,000
<b>有形固定資産</b>	<b>120,488</b>	その他	95,000
建物附属設備	108,656	<b>負債合計</b>	<b>3,349,699</b>
減価却累計額	△ 26,044	<b>(純資産の部)</b>	
工具器具及び備品	112,477	<b>株主資本</b>	<b>7,053,172</b>
減価却累計額	△ 74,601	<b>資本金</b>	<b>2,469,593</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>390,528</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>3,974,662</b>
特許権	6,696	資本準備金	2,274,662
商標権	2,516	その他資本剰余金	1,700,000
ソフトウェア	381,226	<b>利益剰余金</b>	<b>1,384,822</b>
電話加入権	88	利益準備金	7,462
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,644,729</b>	その他利益剰余金	1,377,359
投資有価証券	624,588	繰越利益剰余金	1,377,359
関係会社株式	1,666,939	<b>自己株式</b>	<b>775,906</b>
従業員長期貸付金	466	<b>評価・換算差額等</b>	<b>69</b>
長期前払費用	9,854	その他有価証券評価差額金	69
差入営業保証金	3,677	<b>純資産合計</b>	<b>7,053,103</b>
敷金保証金	188,825	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>10,402,802</b>
繰延税金資産	280,378		
その他	95,000		
投資損失引当金	△ 225,000		
<b>資産合計</b>	<b>10,402,802</b>		

# 損 益 計 算 書

(自平成17年10月1日 至平成18年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		14,152,724
売 上 原 価		5,097,712
売 上 総 利 益		9,055,012
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,381,124
営 業 外 業 利 益		673,888
営 業 外 収 入		
受 取 利 息	17,445	
有 価 証 券 利 息	4,100	
雑 収 入	2,289	
営 業 外 費 用	6,972	30,806
支 払 利 息	18,116	
社 債 発 行 費 償 却	4,770	
為 替 差 損	101	
事 業 組 合 損 失	1,020	
雑 損 失	4,542	28,551
特 別 経 常 利 益		676,143
関 係 会 社 株 式 売 却 益	343,131	
固 定 資 産 売 却 益	22,849	
そ の 他	1,921	367,902
特 別 損 失		
棚 卸 資 産 評 価 損	19,238	
固 定 資 産 除 却 損	20,823	
固 定 資 産 売 却 損	959	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,154	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	159,051	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	225,000	
レ ン タ ル 契 約 解 約 金	5,774	
事 業 撤 退 損 失	493	
そ の 他	1,446	433,942
税 引 前 当 期 純 利 益		610,104
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	330,965	
過 年 度 法 人 税 等	11,460	
法 人 税 等 調 整 額	△218,418	124,006
当 期 純 利 益		486,097

## 株主資本等変動計算書

(自平成17年10月1日 至平成18年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金
前 期 末 残 高	2,451,894	1,987,821	1,700,000
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	17,699	17,699	
剰 余 金 の 配 当			
合 併 に よ る 変 動 額		269,142	
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			
当 期 変 動 額 合 計	17,699	286,841	
当 期 末 残 高	2,469,593	2,274,662	1,700,000

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
前 期 末 残 高	7,462	994,775	△521,333	6,620,619
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				35,398
剰 余 金 の 配 当		△27,370		△27,370
合 併 に よ る 変 動 額		△76,142		193,000
当 期 純 利 益		486,097		486,097
自 己 株 式 の 取 得			△254,573	△254,573
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計		382,584	△254,573	432,553
当 期 末 残 高	7,462	1,377,359	△775,906	7,053,172



(単位：千円)

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
前期末残高	—	6,620,619
当期変動額		
新株の発行		35,398
剰余金の配当		△27,370
合併による変動額		193,000
当期純利益		486,097
自己株式の取得		△254,573
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△69	△69
当期変動額合計	△69	432,483
当期末残高	△69	7,053,103

## 注 記

### 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法  
満期保有目的の債券…償却原価法  
子会社株式および  
関連会社株式…移動平均法による原価法を採用しています。  
その他有価証券  
時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価  
差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均  
法により算定しています。)  
時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しています。  
投資事業有限責任組合出資金については、当該投資事業有限責任組合の直  
近事業年度における純資産の当社持分割合で評価しています。
  2. 棚卸資産の評価基準および評価方法  
商 品…移動平均法による低価法を採用しています。  
貯 蔵 品…最終仕入原価法を採用しています。
  3. 固定資産の減価償却方法  
有 形 固 定 資 産…定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおり  
です。

建 物 附 属 設 備	15～18年
工 具 器 具 及 び 備 品	3～10年

  
無 形 固 定 資 産…定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアに  
ついては、自社における利用可能期間（2～5年）に基づ  
く定額法を採用しています。  
長 期 前 払 費 用…定額法を採用しています。
  4. 繰延資産の処理方法  
社 債 発 行 費…3年間で均等額を償却する方法を採用しています。
  5. 外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は  
損益として処理しています。
  6. 引当金の計上基準  
貸 倒 引 当 金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については  
貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個  
別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上していま  
す。  
退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債  
務の見込額に基づき、当期末において発生していると認めら  
れる額を計上しています。
- (会計方針の変更)  
当事業年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第3  
号 平成17年3月16日)および「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関  
する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を適用して  
います。これによる損益に与える影響はありません。

役員賞与引当金…役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しています。

投資損失引当金…子会社の投資損失に備えるため、その損失見込み額を計上しています。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

8. ヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の条件を充たしているため、特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき、金利変動リスクをヘッジしています。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ 有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しています。

9. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

10. 会計処理の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当事業年度から、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しています。これによる損益に与える影響はありません。

(役員賞与に関する会計基準)

役員賞与については、従来、利益処分により未処分利益の減少として会計処理していましたが、当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しています。この結果、販売費及び一般管理費の役員賞与引当金繰入額が11,125千円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が同額減少しています。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)

(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号）および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指

針第2号)を適用しています。これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は7,053,103千円です。

当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則により作成しています。

(ストックオプション等に関する会計基準等)

当事業年度から「ストックオプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準第8号)および「ストックオプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しています。

これによる、損益に与える影響はありません。

(事業分離等に関する会計基準等)

当事業年度から「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)および「企業結合会計基準及び事業分離会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)に準じた方法で会計処理を行っています。

なお、これによる損益に与える影響は軽微です。

#### 11. 表示方法の変更

前期まで流動資産「その他の資産」に含めて表示していた「前渡金」(前事業年度6,446千円)は、総資産の100分の1を超えたため、当事業年度においては、区分掲記しています。

#### 12. 追加情報

(会社合併について)

1. 当社は、平成17年11月10日開催の取締役会に基づき、平成18年1月4日付で、連結子会社である株式会社ミュージック・ドット・ジェイピーを吸収合併しています。
2. 当社は、平成18年7月19日開催の取締役会ならびに平成18年9月21日開催の取締役会において、平成19年1月1日付で連結子会社の株式会社テレコムシステムインターナショナル(以下、TSI)と合併することを決定しています。

##### ① 合併の目的

当社グループは、グループの共有する強み(ノウハウ)を最も発揮できる分野であるコンテンツ配信事業を中核事業と位置付けており、携帯電話販売事業については平成18年9月1日付でアルファインターナショナル株式会社へ譲渡しています。

TSIの事業規模を勘案すれば、子会社で存続するよりも、合併したほうが経営管理上の効率化が図れると判断したため、当社とTSIが合併することを決定しています。

② 合併の要旨

(1) 合併の日程

合併契約書承認取締役会 平成18年 7月19日  
 合併契約書調印 平成18年 7月19日  
 合併期日 平成19年 1月 1日  
 合併登記 平成19年 1月 4日

(2) 合併方式

当社を存続会社とする簡易合併方式で、TSIは解散します。

(3) 合併比率

当社はTSIの全株式を保有しているため、新株式の発行および資本金の増加は行いません。

(4) 合併交付金

合併交付金の支払いはありません。

3. 被合併会社の概要（平成18年 9月30日現在）

		被合併会社
(1)	商号	株式会社テレコムシステムインターナショナル (TSI)
(2)	事業内容	携帯電話販売 等
(3)	設立年月日	平成10年 2月25日
(4)	本店所在地	東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー35F
(5)	代表者	代表取締役社長 天野 菊夫
(6)	資本金	490百万円
(7)	発行済株式総数	10,300株
(8)	純資産	166百万円
(9)	総資産	251百万円
(10)	決算期	9月30日

## 貸借対照表関係

1.	関係会社に対する主な資産および負債	
	売掛金	23,003千円
	関係会社短期貸付金	404,000千円
	未収金	31,036千円
	未払金	294,760千円
2.	担保に供している資産およびこれに対応する債務 (担保に供している資産)	
	現金及び預金	10,000千円
	(上記に対応する債務)	
	買掛金	一千円
3.	偶発債務	
	保証債務	
	㈱テラモバイル	
	㈱博報堂より請求をうけた一切の金銭債務に対する保証	46,716千円
	㈱ITSUMO	
	アフラック社より支援を受けた営業支援金の精算支払いに対する保証	1,097,074千円
	㈱みずほ銀行	
	信託受益証券に対する保証	35,000千円
4.	当社においては、運転資金の効果的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しています。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。	
	当座貸越極度額および コミットメントの総額	5,500,000千円
	借入実行残高	一千円
	<hr/> 差引額	<hr/> 5,500,000千円

## ・損益計算書関係

1. 関係会社との主な取引高  
売 上 高 487,380千円  
外 注 費 20,521千円  
広告宣伝費 2,939,899千円  
販売手数料 67,316千円  
荷造運賃 2,517千円  
受 取 利 息 17,396千円
2. 一般管理費および当期製造費用に含まれる研究開発費は、16,265千円です。
3. 事業撤退損失の内訳は次のとおりです。  
移動体事業の  
店舗撤退に伴う損失 493千円  
合計 493千円
4. 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。  
工具器具備品 71千円  
ソフトウェア 22,778千円  
合計 22,849千円
5. その他特別利益の内訳は次のとおりです。  
システム障害賠償金 1,185千円  
店舗撤退補償金 736千円  
合計 1,921千円
6. 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。  
工具器具備品 959千円  
合計 959千円
7. 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。  
建物附属設備 11,474千円  
工具器具備品 8,796千円  
ソフトウェア 553千円  
合計 20,823千円
8. その他特別損失の内訳は次のとおりです。  
抱合株式償却損 1,446千円  
合計 1,446千円

## ・株主資本等変動計算書関係

当事業年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）

1. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,272.31株	657.40株	—	3,929.71株

（変動事由の概要）

増加数の内訳は次のとおりです。

旧商法第211条ノ3第1項第2号の規定による取締役会決議に基づく取得による増加  
656株

端株の買取りによる増加 1.40株

## ・税効果会計関係

### 1. 繰延税金資産の主な発生原因の内訳

(繰延税金資産)	
未払事業税	32,415千円
投資有価証券	147,783千円
関係会社株式	42,454千円
ソフトウェア	206,775千円
貸倒引当金	80,569千円
賞与引当金	63,583千円
投資損失引当金	91,575千円
その他	21,998千円
評価性引当額	△119,851千円
繰延税金資産計	567,303千円

(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△200千円
繰延税金負債計	△200千円

(繰延税金資産純額)	567,103千円
------------	-----------

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な

#### 項目別内訳

法定実効税率 (調整)	40.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%
法人住民税均等割	0.9%
評価性引当額の増減	19.3%
繰越欠損金	△32.5%
ソフトウェア税額控除他	△9.7%
その他	0.6%

税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.3%
-------------------	-------



## ・リースにより使用する固定資産関係

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(借主側)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
	(千円)	(千円)	(千円)
工具器具及び備品	388,724	130,122	258,602
ソフトウェア	68,465	41,131	27,333
合計	457,190	171,253	285,936

② 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年以内 134,935千円

1年超 155,474千円

合計 290,410千円

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失

支払リース料 113,578千円

減価償却費相当額 106,775千円

支払利息相当額 7,207千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については、利息法によっています。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年以内 34千円

1年超 ー千円

合計 34千円

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

## 1株当たり情報関係

1.	1株当たり純資産額	87,956円87銭
2.	1株当たり当期純利益	6,038円32銭
3.	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	5,929円75銭
※	1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
	1株当たり当期純利益	
	当期純利益	486,097千円
	普通株主に帰属しない金額	—
	普通株式に係る当期純利益	486,097千円
	普通株式の期中平均株式数	80,502.05株
	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
	当期純利益調整額	—
	普通株式増加数	1,474.00株
	(うち転換社債)	(—)
	(うち新株引受権)	(73.30株)
	(うち新株予約権)	(1,400.70株)

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要

新株予約権

株主総会の特別決議日

平成16年12月18日(新株予約権131個)

平成17年12月23日(新株予約権830個)

## 重要な後発事象関係

該当事項はありません。

## その他の注記

- (1) 決算日後の状況  
特記事項はありません。
- (2) 重要な訴訟事件等  
当社が運営する着メロサイトは、平成17年4月に現在の「music.jp取り放題」に名称を変更しましたが、それ以前は「すごメロ取り放題」という名称で運営していました。当社は、「スゴメロ」の商標権が株式会社角川ホールディングスに帰属していると認識して以来、円満な解決を図るべく誠意を持って交渉を重ねてきました。  
しかしながら、商標使用料相当額に関して当社と株式会社角川ホールディングスとの間に相当の乖離があり、平成18年3月に株式会社角川ホールディングスより「スゴメロ」の商標権に基づく侵害の差し止めとその使用に関わる損害賠償請求の提訴がありました。当社では、株式会社角川ホールディングスが主張する商標権侵害の事実および損害賠償請求額に対し、裁判において当社の正当性を主張して係争中です。  
損害賠償請求金額 390百万円

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年11月17日

株式会社エムティーアイ

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 代 清 和 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 上 秀 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムティーアイの平成17年10月1日から平成18年9月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

平成18年11月24日

株式会社エムティーアイ  
代表取締役社長 前 多 俊 宏 殿

株式会社エムティーアイ 監査役会  
監査役(常勤) 今 井 亮 ㊟  
監 査 役 小 林 稔 忠 ㊟  
監 査 役 和 田 一 廣 ㊟  
監 査 役 山 本 邦 彦 ㊟

当監査役会は、平成17年10月1日から平成18年9月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役会全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査しました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制について、その取締役会の決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築および運用状況について監視および検証いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等との意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が適正に機能しているかについては、会計監査人から会社計算規則第159条に基づく通知を受け、当該事業年度に係る計算書類およびその附属明細書について会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以上

(注) 当社監査役今井亮、小林稔忠および和田一廣は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社グループは、企業価値の創造と拡大を通じた時価総額の向上に加えて、株主様への還元を継続的に実施していくことも重要課題として位置付けています。

剰余金の分配にあたっては、財務基盤の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実を勘案し、連結当期純利益の35%を目処に、剰余金を配当金あるいは自己株式の取得に割り当てていきます。

当期の期末配当金については、創業以来の最高業績となったこと等を勘案し、1株当たり配当金を660円増額し金1,000円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金1,000円 総額80,188,200円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成18年12月25日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)および「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)等が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり現行定款の一部を変更するものです。

株主総会参考書類等の一部について、インターネットを利用することにより株主の皆様にご利用いただけるものとみなされることから、株主総会招集手続の合理化及び費用削減のため、所要の規定(変更案第14条)を新設するものです。

株主総会の適正かつ円滑な運営のため、代理人による議決権行使について、代理人の数を変更案第16条に規定するものです。

取締役会の書面決議が認められたことに伴い、取締役会の機動的、効率的な運営を図るため、所要の規定(変更案第23条)を新設するものです。

取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように取締役会決議により、取締役および監査役の責任を免除できるようにするため、ならびに当社と社外取締役および社外監査役との間で賠償責任を限定する契約の締結を可能とするために所要の規定(変更案第26条および変更案第35条)を新設するものです。

なお、第26条の新設については監査役全員の同意を得ています。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、当社の定款には、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨、ならびに、当社の株式については株券を発行する旨、株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなされています。その明確化のため、次のとおり条文の新設または所要の変更を行うものです。

- ・ 変更案4条（機関）の新設
- ・ 変更案7条（株券の発行）の新設
- ・ 現行定款第7条（名義書換代理人）の文言変更

上記の他、「会社法」の規定に合わせて、文言の修正、引用条文の変更等、所要の変更を行うものです。

- (2) その他、条文の新設、削除に伴い必要な条数の変更を行うとともに、一部字句の整理を行うものです。

## 2. 変更の内容

（変更する条文のみ記載。下線部が変更部分。）

現 行 定 款	変 更 案
（本店所在地） 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。	（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。
（新 設）	（機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>
（公告の方法） 第4条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	（公告方法） 第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
第2章 株 式 （発行する株式の総数） 第5条 当社の発行する株式の総数は、223,800株とする。	第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、223,800株とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(株券の発行) 第7条 当会社の株式については、株券を発行する。
(自己株式の取得) 第6条 当会社は、 <u>商法第211条ノ3条第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u>	(自己の株式の取得) 第8条 当会社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>
(名義書換代理人) 第7条 当会社は、 <u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券の交付、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</u>	(株主名簿管理人) 第9条 当会社は、 <u>株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株主名簿、端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</u>
(株式取扱規程) 第8条 当会社の <u>株券の種類、株式の名義書換、端株原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券の交付、端株の買取りその他株式及び端株に関する請求、届け出の手續及び手数料は、取締役会</u> の定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第10条 当会社の株主（ <u>実質株主を含む。以下同じ。</u> ）の権利行使、 <u>株式、端株及び新株予約権に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項の他必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</p>
<p>(議長)</p> <p>第11条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。</p> <p>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>  <b>第14条</b> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。)に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法)  <b>第12条</b> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>商法第343条の規定によるものとされる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。</p>	<p>(決議の方法)  <b>第15条</b> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)  <b>第13条</b> 株主は、他の議決権ある株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>前項の株主又は代理人は、総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)  <b>第16条</b> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第15条</u> 当社の取締役は10名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>取締役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>取締役の選任については、<u>累積投票によらない。</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第17条</u> 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(第2項削除)</p> <p>(第3項削除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(選任)</p> <p><u>第18条</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第16条</u> 取締役の任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠又は増員により選任された<u>取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p><u>第19条</u> 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(第2項削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 役付取締役及び代表取締役 )</p> <p><u>第17条</u> <u>取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長 1 名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u>  <u>社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。</u></p> <p><u>取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p>( 代表取締役及び役付取締役 )</p> <p><u>第20条</u> <u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を定め、必要に応じて取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>  ( 第 3 項削除 )</p>
<p>( 新 設 )</p>	<p>( 取締役会の招集権者及び議長 )</p> <p><u>第21条</u> <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</u>  <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>( 新 設 )</p>	<p>( 取締役会の招集通知 )</p> <p><u>第22条</u> <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(取締役会決議の省略)</p> <p><u>第23条</u> 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</p>
(新 設)	<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(取締役の報酬)</p> <p><u>第18条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第25条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第19条</u> 取締役会に関する事項については法令又は定款に定めるものの外、当社で定める『取締役会規程』による。</p>	(削 除)
(新 設)	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第26条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠つたことによる取締役(取締役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第20条 当社の監査役は5名以内とし、株主総会で選任する。 <u>監査役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第27条 当社の監査役は、5名以内とする。 (第2項削除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(選任) 第28条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第21条 監査役の任期は就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。  補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>
<p>(常勤の監査役) 第22条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の決議の方法) 第23条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
( 新 設 )	<p>( 監査役会の招集通知 )</p> <p><u>第31条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役的全員の同意があるときは、招集の経手を経ないで監査役会を開催することができる。</p>
( 新 設 )	<p>( 監査役会規程 )</p> <p><u>第32条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>( 補欠監査役 )</p> <p><u>第24条</u> 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め株主総会において監査役の補欠者(以下「補欠監査役」という)を選任することができる。</p> <p>補欠監査役の選任決議の定足数は、<u>第20条第2項</u>の規定を準用する。</p> <p>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>	<p>( 補欠監査役 )</p> <p><u>第33条</u> 法令又は本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ株主総会において補欠の監査役(以下「補欠監査役」という)を選任することができる。</p> <p>補欠監査役の選任決議の定足数は、<u>第28条</u>の規定を準用する。</p> <p>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>補欠監査役の選任決議の効力は、<u>当該決議において短縮がされない限り、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第25条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第26条 監査役会に関する事項については法令又は定款に定めるものの外、当会社で定める『監査役会規程』による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を締結することができる。</u></p>
<p>第6章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第27条 当会社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。 執行役員に関しては、取締役会が決定する<u>執行役員規程において定める。</u></p>	<p>第6章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第36条 当会社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。 執行役員に関する事項は、取締役会において定める<u>執行役員規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期日)</p> <p>第28条 当会社の営業年度は、毎年10月1日より、翌年9月末日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期日とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月<u>30日</u>までの<u>1年</u>とする。</p>
<p>(利益配当金の支払い)</p> <p>第29条 <u>利益配当金は毎営業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当金の支払い)</p> <p>第30条 当会社は、取締役会の決議により毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、<u>商法第293条ノ5の規定に基づく配当金(以下、「中間配当金」という)を支払うことができる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第39条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第31条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>



第3号議案 取締役8名選任の件

本株主総会の終結時をもって取締役全員（7名）が任期満了退任となります。つきましては、経営体制のさらなる強化を目的とし1名増員の取締役8名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	所有する当社株式の数
1	前多 俊宏 (昭和40年1月19日生)	昭和62年4月 日本アイビーエム株式会社入社 昭和63年12月 株式会社光通信入社 平成元年8月 同社取締役 平成6年7月 同社常務取締役 平成8年8月 当社設立 当社代表取締役社長（現任）  (他の法人等の代表状況) 株式会社テラモバイル 代表取締役会長 株式会社テレコムシステムインターナショナル 代表取締役会長	14,657.4株
2	泉 博史 (昭和40年2月26日生)	昭和62年4月 日本アイビーエム株式会社入社 平成9年6月 マイクロソフト株式会社入社 平成11年2月 当社入社 平成11年11月 当社執行役員IT事業部長 平成14年11月 当社執行役員モバイルサービス事業本部長 平成14年12月 当社取締役モバイルサービス事業本部長 平成15年12月 株式会社テラモバイル代表取締役社長 平成16年12月 当社取締役兼執行役員専務モバイルサービス事業本部長 平成17年5月 株式会社ムーバイル代表取締役 平成17年7月 株式会社ムーバイル代表取締役副社長（現任） 平成17年8月 当社取締役兼執行役員専務モバイルサービス事業本部長兼モバイルコンテンツ事業部長（現任）  (他の法人等の代表状況) 株式会社ムーバイル 代表取締役副社長	99株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	所有する当社 株 式 の 数
3	高 橋 次 男 (昭和26年12月1日生)	昭和50年4月 三菱商事株式会社入社 平成5年12月 有限会社セメル（現株式 会社ギア・エヴァー）設 立代表取締役社長 平成10年4月 株式会社船井電機社長補 佐 平成11年4月 株式会社デジタルアドベ ンチャー代表取締役社長 平成13年4月 株式会社アットマーク代 表取締役社長 平成16年10月 株式会社ミュージック・ シーオー・ジェーピー取 締役 平成16年11月 株式会社ミュージック・ シーオー・ジェーピー （株式会社ミュージッ ク・ドット・ジェイピ ー）代表取締役社長 平成16年12月 当社取締役 平成18年1月 当社取締役兼執行役員専 務MDJ事業本部副本部長 兼MDJ事業部長 平成18年10月 当社取締役兼執行役員専 務music.jp事業本部長兼 邦楽配信事業部長（現 任） （他の法人等の代表状況） 株式会社フィル 代表取締役会長	50株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	所有する当社 株 式 の 数
4	齋 藤 忠 久 (昭和27年 2月17日生)	昭和50年 4月 株式会社富士銀行(現株 式会社みずほフィナンシ ャルグループ)入行 昭和54年 7月 株式会社富士ナシヨナ ル・シティ・コンサルテ イング(現みずほ総合研 究所株式会社)出向 昭和58年 9月 ナカミチ株式会社入社 平成12年 4月 PacketVideo Corporation Senior Vice President 平成13年 4月 パケットビデオ・ジャパ ン株式会社代表取締役社 長 平成14年 4月 株式会社アットマーク取 締役 平成15年10月 当社執行役員経営企画室 長 平成15年12月 当社取締役経営企画室長 兼管理本部長 平成16年12月 当社取締役兼執行役員専 務経営企画室長兼管理本 部長(現コーポレー ト・サービス本部長) (現任) 平成18年 4月 グロービス経営大学院大 学経営研究科教授(現任)	70株
5	川 上 桂 (昭和22年 7月12日生)	昭和48年 4月 松下電器産業株式会社入 社 平成 9年 6月 松下技研株式会社取締役 平成10年 5月 日本エリクソン株式会社 モバイル端末R&Dセンタ ー所長 平成13年 4月 同社通信技術研究所開発 センターセンター長 平成15年 4月 株式会社リアルビジョン 顧問 平成15年 6月 同社取締役開発本部長 平成16年10月 当社顧問 平成16年11月 当社執行役員IT事業部長 平成16年12月 当社取締役兼執行役員常 務IT事業部長 平成17年 9月 当社取締役兼執行役員常 務IT事業部長(現ITセン ター長)兼研究開発室長 (現任)	25株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	所有する当社 株 式 の 数
6	大 沢 克 徳 (昭和36年9月7日生)	昭和60年4月 株式会社日本シュルンベルジュ入社 平成元年8月 株式会社アドバンス入社 平成4年5月 株式会社日本プランゼー入社 平成6年1月 株式会社光通信入社 平成10年11月 株式会社エム・アイエス入社 平成12年7月 株式会社テレコムシステムインターナショナル入社 平成12年12月 当社取締役管理部長 平成14年11月 当社取締役モバイルサービス事業本部管理室長 平成14年12月 当社執行役員モバイルサービス事業本部副本部長 平成16年12月 当社上席執行役員モバイルサービス事業本部副本部長 平成17年10月 当社上席執行役員モバイルサービス事業本部副本部長兼モバイル業務センター長 平成18年10月 当社上席執行役員モバイル・サービスセンター長兼マーケティングセンター長(現任)	41.2株
7	和 田 武 洋 (昭和17年11月25日生)	昭和39年4月 株式会社ノーリツ入社 昭和53年12月 同社取締役(開発本部長) 昭和58年12月 京セラ株式会社光学電子機器事業本部国内営業部長 昭和61年6月 京セラ電子機器株式会社取締役通信事業部長 平成7年6月 京セラコミュニケーションシステム株式会社常務取締役 平成17年6月 株式会社弘栄代表取締役副会長兼Couei Communication Systems (Shanghai) 董事 平成18年7月 株式会社弘栄顧問(現任) 当社顧問(現任)	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	所有する当社 株式の数
8	佐々木 隆 一 (昭和20年1月18日生)	昭和42年4月 財団法人ヤマハ音楽振興会入社 昭和53年4月 株式会社リットーミュージック設立代表取締役社長 平成8年9月 株式会社ミュージック・シーオー・ジェービー設立代表取締役社長 平成11年9月 株式会社ミュージック・シーオー・ジェービー取締役会長 平成17年1月 株式会社モバイルブック・ジェービー設立代表取締役社長 平成17年7月 株式会社ミュージック・ドット・ジェイビー取締役相談役 ナクソス・デジタル・ジャパン株式会社代表取締役社長(現任) 平成17年12月 当社取締役(現任) 平成18年10月 株式会社モバイルブック・ジェービー代表取締役会長(現任) (他の法人等の代表状況) 株式会社モバイルブック・ジェービー代表取締役会長 ナクソス・デジタル・ジャパン株式会社代表取締役社長	404株

- (注) 1. 取締役候補者 泉博史氏は、株式会社ムーバイルの代表取締役副社長を兼務しており、当社は同社との間で楽曲データや楽曲情報リストの供給を受けるための「着信メモディ使用許諾契約」を締結しています。
2. 取締役候補者 佐々木隆一氏は、株式会社モバイルブック・ジェービーの代表取締役会長を兼務しており、当社は同社との間で開発とサーバーの保守運営について業務受託契約を締結しています。また、取締役候補者 佐々木隆一氏は、ナクソス・デジタル・ジャパン株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間で楽曲データや楽曲情報リストの供給を受けるための「P.D.楽曲データ等供給契約」を締結しています。
3. 取締役候補者 佐々木隆一氏、泉博史氏以外の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

本株主総会の終結時をもって監査役今井亮氏は任期満了により退任となります。つきましては監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	所有する当社 株式の数
箕浦 勤 (昭和19年7月22日生)	昭和46年8月 アーンスト・アンド・ウイニー・ジャパン（現・アーンスト・アンド・ヤング）入所 昭和57年11月 アーンスト・アンド・ウイニー公認会計士共同事務所パートナー（社員） 昭和59年5月 監査法人大田哲三事務所（現・新日本監査法人）社員 平成5年1月 京セラエルコ株式会社常務取締役 平成12年6月 同社非常勤監査役（現任） 平成12年7月 公認会計士箕浦勤事務所所長（現任）	

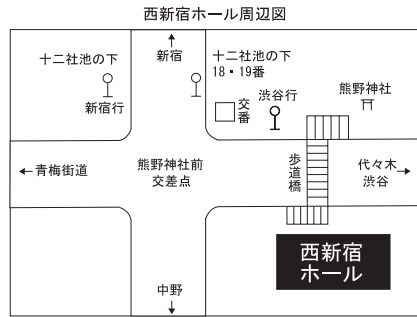
- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 箕浦勤氏は、社外監査役の候補者です。

以上

# 定時株主總會会場ご案内図

## 西新宿ホール

〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-15-3 住友不動産西新宿公園3号館1階  
TEL (03)3320 2611



### < 交通のご案内 >

新宿西口より

**徒歩** 15分 **タクシー** 熊野神社前下車

**バス** 西口交番脇階段上る

⑱⑲番 じゅうにそう「十二社池の下」下車熊野神社方向2分

**車** 首都高速新宿ランプから2分

駐車場には限りがありますので、他の交通手段をご利用ください。

**地下鉄** 大江戸線都庁前徒歩5分、丸の内線西新宿徒歩7分